

契約の保証及び前払金保証の電子証書の取扱いについて

出雲市財政部管財契約課

令和6年5月1日以降に新たに契約を締結する建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証について、電子証書の取扱いを開始します。

対象となる保証証書、保証事業会社は以下のとおりです。具体的な手続については、保証事業会社にご確認ください。（従来の書面による保証証書も引き続きご利用いただけます。）

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書 (引受先：保証事業会社)

電子化対象

契約の保証

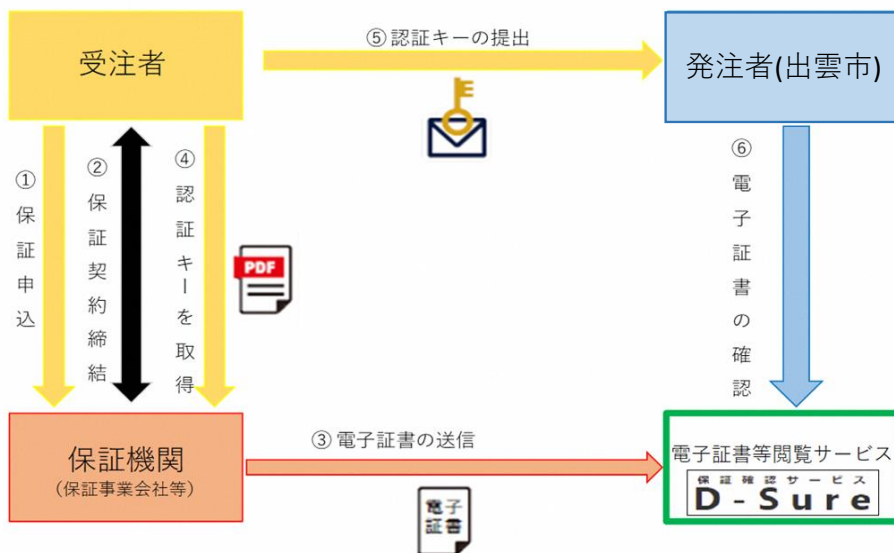
→ ②契約保証証書 (引受先：保証事業会社)

電子化対象

※保証事業会社…西日本建設業保証㈱

北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱

電子化による取扱いのイメージ



◆認証キー等の提出方法（必ずご確認ください）

保証事業会社から発行された保証契約番号、認証キー、前払金請求書は電子メールで提出してください。

- メール題名 **【契約保証（又は前金払保証、中間前払金保証）】案件名**
(例：【契約保証】令和●年度市道○○線改良工事)
- メール本文 保証契約番号、認証キー、問い合わせ先の電話番号及び担当者
※前払金(中間前払金)請求の際は「前払金請求書」を添付してください。
- メール送信後、必ず発注担当課（上下水道局分は経営企画課）に連絡してください。

送付先メールアドレス

発注担当課の代表メールのアドレスです。以下のURLから確認できます。

<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/window/index.html>

ただし、上下水道局発注分は、経営企画課のメールアドレスに送信してください。

wb-keiei@city.izumo.shimane.jp

お問い合わせ先

出雲市 財政部 管財契約課

TEL 0853-21-6534